

(検査要領) 様式第4 (その1 別紙 (建築))

出来形調書		
1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	工 期	着手 完了
		年 月 日 年 月 日
4	請 負 代 金 額	円
(1)	出来形パーセント	% 小数点第3位以下を切り捨てる。
(2)	出 来 高	円 $\text{契約金額} \times 4(1) \times \frac{1}{100}$
(3)	上記の9分金	円
5	前 払 金 額	円
(1)	当該年度前払金額	
(2)	当該年度 出来高予定額	円 単年度においては0とする。
(3)	前年度出来高予定額	円 単年度 } においては0とする。 初年度 }
(4)	当該年度前払金額 のうちの出来高	円 $\text{単年度 } 5(1) \times 4(1)$ 債務負担 $\{4(2) - 5(3)\} \times \frac{5(1)}{5(2)}$ ただし $\leq 5(1)$
6	支 払 済 額	円 前回までの部分払金額及び前年度 までの前払金額
7	上 記 差 額	円 $4(3) - 5(4) - 6$
8	今 回 支 払 額	円 7の金額を万円単位にする。ただし 債務負担行為等で、支払金額が決ま っている場合はその金額
9	そ の 他	

部分払金算出式

1. 初 年 度

$$\begin{aligned} & (\text{契約金額} \times \text{出来形} \times 0.9) - (\text{前回までの部分払金額}) - \left\{ (\text{契約金額} \times \text{出来形}) \times \frac{\text{初年度前払金額}}{\text{初年度出来形予定額}} \right\} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{ただし、} \left\{ \qquad \qquad \right\} \leq \text{初年度前払金額} \end{aligned}$$

2. 第 2 年 度

$$\begin{aligned} & (\text{契約金額} \times \text{出来形} \times 0.9) - (\text{前回までの部分払金額} + \text{初年度前払金額}) \\ & \qquad \qquad \qquad - \left\{ \left\{ (\text{契約金額} \times \text{出来形}) - \text{初年度出来形予定額} \right\} \times \frac{\text{第2年度前払金額}}{\text{第2年度出来形予定額}} \right\} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{ただし、} \left\{ \qquad \qquad \right\} \leq \text{第2年度前払金額} \end{aligned}$$

3. 第 3 年 度

$$\begin{aligned} & (\text{契約金額} \times \text{出来形} \times 0.9) - (\text{前回までの部分払金額} + \text{初年度前払金額} + \text{第2年度前払金額}) \\ & \qquad \qquad \qquad - \left\{ \left\{ (\text{契約金額} \times \text{出来形}) - \left[\frac{\text{初年度出来形}}{\text{予定額}} + \frac{\text{第2年度出来形}}{\text{予定額}} \right] \right\} \times \frac{\text{第3年度前払金額}}{\text{第3年度出来形予定額}} \right\} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{ただし、} \left\{ \qquad \qquad \right\} \leq \text{第3年度前払金額} \end{aligned}$$

注1 第4四半期に契約した場合の翌年度の部分払金算出方法について（特例）

1. 5(1)に、初回の前払金額を記入。
2. 5(4)は、債務負担の式による。
3. 上記部分払金算出式において「1. 初年度」の式による。

注2 5(4)の債務負担の計算においては、先乗後除とする。

$$\dots \{4(2) - 5(3)\} \times 5(1) \div 5(2)$$

注3 出来形調書（別紙）5については、繰越工事の場合、繰越額を全額執行するまでは、繰越した予算の年度（前年度）を当該年度として記入する。

第 年 月 号

様

愛 知 県 知 事 印

出来形検査の結果について (通知)

年 月 日の出来形検査の結果は、下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額 金 円
- 5 工 期 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 契約締結年月日 年 月 日
- 7 検 査 結 果 出来形 パーセント

部 分 払 請 求 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
{ 名称及び
代表者氏名 }

金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の出来形 パーセントに対する請負代金の第 回部分払金

1 工 事 名 _____

2 路線等の名称 _____

3 工 事 場 所 _____

4 契約締結年月日 年 月 日

5 請 負 代 金 額 金 円

6 支 払 方 法

口座振替	銀行	支店
	普通 第	番

中間前払金支払認定請求書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

下記工事について、中間前払金の支払いを請求したいので、認定してください。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工事場所	
契約締結年月日	年 月 日
請負代金額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
進 捗 状 況	請負代金額の パーセント (年 月 日現在) (債務工事の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。)
	全工程の パーセント (債務工事の場合は、各年度における作業工程に対する割合を記載すること。)

注 別添として、作業状況を色塗りした工程表を提出してください。

注 部分払を請求済の場合(債務工事の場合は、同一会計年度内に部分払を請求済の場合)は、中間前払金を請求することはできない。

中間前金払認定 (否認定) 調書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

監督員職氏名

下記工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を
具備していることを認定します。

(具備していませんでした。)

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日

中間前払金請求書

年 月 日

愛知県知事殿

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
{ 名称及び
代表者氏名 }

下記のとおり請負代金を前払いしてください。

記

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金									

たし、下記工事の中間前払金

- 1 工 事 名 _____
- 2 路線等の名称 _____
- 3 工 事 場 所 _____
- 4 契約締結年月日 年 月 日
- 5 請 負 代 金 額 金 円
- 6 支 払 方 法

口座 振替	銀行 支店
	普通 第 番

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印

部分使用について（協議）

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、部分使用したいので、協議します。

なお、ご異議のない場合は、別紙部分使用同意書を提出してください。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
使 用 範 囲	別添図面のとおり
部 分 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

担当
電話
内線

部 分 使 用 同 意 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住所 (所在地)

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{名 称 及 び} \\ \text{代 表 者 氏 名} \end{array} \right)$

年 月 日付けで契約を締結した下記工事の一部を使用することに
同意します。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
使 用 範 囲	年 月 日付け 第 号の部分使用協議書のとおり
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

部分使用承認申請書

第 号

年 月 日

建 築 局 長 殿

申 請 者

このことについて、下記のとおり工事目的物の部分使用をしたいので承認してください。

記

1 工事名

2 使用部分

3 使用目的

4 使用期間 年 月 日から工事目的物引渡しまで

部分使用承認書

第 号
年 月 日

殿

建築局長 

年 月 日付け 第 号で依頼のありました 工事の工
事目的物の一部使用については、下記のとおり承認します。

記

1 使用部分

2 使用期間 年 月 日から工事目的物引渡しまで

指 定 部 分 完 了 届

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住所 (所在地)

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{名 称 及 び} \\ \text{代 表 者 氏 名} \end{array} \right)$

下記のとおり指定部分に係る工事を完了しました。

なお、検査の結果、合格のときは指定部分に係る工事目的物を引渡します。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
指 定 部 分 完 了 年 月 日	年 月 日

(検査要領) 様式第1 (その2)

指 定 部 分 完 了 検 査 調 書

愛知県知事殿

年 月 日
検査員

検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

6 指定部分完了年月日 年 月 日

7 請 負 者

8 検 査 年 月 日 年 月 日

9 検 査 結 果

10 摘 要 指定部分に相応する請負代金料
出来形 %を認める

様

愛 知 県 知 事

印

指定部分完了検査の結果について (通知)

下記工事に係る指定部分は 年 月 日の検査に合格しました。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

6 契 約 締 結 年 月 日

7 引 渡 し 年 月 日

8 指定部分に相応する 金 円
請 負 代 金 出来形 %

部分引渡し調書									
工事	名								
路線等	の名称								
工事場所		市郡	町村	大字	地内				
請負代金額	者	金							
請負者									
工期		年	月	日	年	月	日	着手完了	
部分引渡し高、パーセント	監督員	パーセント							
内 訳									
費目	工種	種別	細別	単価	設計高		部分引渡し高		備考
					数量	金額	数量	金額	

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印

部分引渡しについて (協議)

年 月 日付けで契約を締結した下記業務について、当該業務の完了に先立ち、下記のとおり成果物の一部で完了した部分の引渡しを受けたいので、協議します。

なお、ご異議のない場合は、別紙部分引渡し承諾書を提出してください。

委 託 業 務 名	
路 線 等 の 名 称	
納 入 場 所	
業 務 委 託 料	金 円
履 行 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
部 分 引 渡 し を 受 け る 部 分	
部 分 引 渡 し を 受 け る 期 限	年 月 日まで

担当
電話
内線

部 分 引 渡 し 承 諾 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住 所

(所在地)

氏 名

〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕

年 月 日付けで契約を締結した下記業務について、当該業務の完了に先立ち、下記のとおり成果物の一部で完了した部分を引き渡すことを承諾します。

記

委 託 業 務 名	
路 線 等 の 名 称	
納 入 場 所	
部 分 引 渡 し を 受 け る 部 分	年 月 日付け 第 号の部分引渡し協議書のとおり
部 分 引 渡 し を 受 け る 期 限	年 月 日まで

工事社内・工事監理・〇〇課 検査報告書

年 月 日

〇 〇 課 長 殿

現場代理人 会社名
又は請負者 氏 名

下記のとおり検査を実施し、手直しを完了しました。

(下記のとおり検査を実施し、指摘及び手直しはありませんでした。)

記

工 事 名

工 期 着手 年 月 日

完了 年 月 日

検 査 年 月 日 年 月 日

検 査 者
(役職者職氏名)

検 査 内 容 等 別紙のとおり

備考 該当しない検査名を削除する等して使用する。
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

部 位	検 査 内 容	措 置	手直し完了確認日
【書 類】			
【現 場】			

(検査要領) 様式第11

検査職員任命依頼書		
年 月 日		
殿		
[事業課長]		
検査の種類	完了 部分払 部分使用 中止 契約解除 中間	
工事名		
路線等の名称		
工事場所		
請負代金額	金 円	
請負者		
工期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日	
検査希望年月日	年 月 日	
工事概要		
摘要		
担当者	(職氏名)	(受注者)
	(電話)	(監督員)
発令年月日	年 月 日	
検査員	(所属)	(職) (氏名)
検査予定年月日	年 月 日	

公営住宅課	
公共建築課	

<h1>完 了 届</h1>	
年 月 日	
愛 知 県 知 事 殿	
請負者 住 所 (所在地) 氏 名 { 名称及び } 代表者氏名	
下記のとおり完了しました。 なお、検査の結果、合格のときは、工事目的物を引き渡します。	
記	
工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

※ 工事用

<h1>完 了 届</h1>	
年 月 日	
愛 知 県 知 事 殿	
受注者 住 所 (所在地) 氏 名 〔名称及び〕 代表者氏名	
下記のとおり完了しました。	
記	
委 託 業 務 名	
路 線 等 の 名 称	
業 務 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
業 務 委 託 料	金 円
履 行 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

※ 監理委託用

第 年 月 日 号

様

愛 知 県 知 事 印

完了検査の結果について (通知)

下記工事は 年 月 日の検査に合格しました。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 着手 年 月 日
完了 年 月 日

6 契約締結年月日 年 月 日

7 引渡し年月日 年 月 日

第 年 月 日 号

様

愛 知 県 知 事 印

工事成績評定結果について (通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日 (「休日」を含む。) 以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金
- 5 工 期
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 評 定 点 点
- 8 本 工 事 の 業 種
- 9 手 続 き 等 の 問 い 合 わ せ 先 及 び 送 付 先

- ・業種ごとに、過去 2 年間の愛知県建設局、都市整備局及び建築局発注 (平成 31 年 3 月 31 日以前の組織における旧建設部発注を含む。) の工事成績評定点の平均値が 60 点未満であった場合は、一定期間 (最長 6 ヶ月) 指名の対象とならないことがあります。
- ・業種ごとの工事成績評定点が 65 点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

請 求 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
{ 名 称 及 び }
代表者氏名

金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負代金

1 工 事 名 _____

2 路線等の名称 _____

3 工 事 場 所 _____

4 契約締結年月日 _____ 年 月 日

5 請 負 代 金 額 _____ 金 _____ 円

6 受 領 済 内 訳 _____ 裏面のとおり

7 支 払 方 法

口 座 振 替	銀行	支店
	当座、普通	第 _____ 番

(事務取扱) 様式第 93 の続き

前 払 金 額	金 円	年 月 日
第 回 部分払金額	金 円	年 月 日
第 回 //	金 円	年 月 日
第 回 //	金 円	年 月 日
第 回 //	金 円	年 月 日
第 回 //	金 円	年 月 日
第 回 //	金 円	年 月 日
受 領 済 額 計	金 円	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。

3 金額の数字は、アラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。

工 事 総 括 表

工事名						
工 場 所						
概 要						
監	期 間	着手 年 月 日	完了 年 月 日	委託料		
	受 注 者 名				管 理 者	
理	所 在 地	TEL			担 当 者	
施	工 期	着手 年 月 日	完了 年 月 日	請負代 金 額		
	請 負 者 名				現 場 代 理 人	
工	所 在 地	TEL			監 理 ・ 主 任 技 術 者 ※	
施	工 期	着手 年 月 日	完了 年 月 日	請負代 金 額		
	請 負 者 名				現 場 代 理 人	
工	所 在 地	TEL			監 理 ・ 主 任 技 術 者 ※	
施	工 期	着手 年 月 日	完了 年 月 日	請負代 金 額		
	請 負 者 名				現 場 代 理 人	
工	所 在 地	TEL			監 理 ・ 主 任 技 術 者 ※	
施	工 期	着手 年 月 日	完了 年 月 日	請負代 金 額		
	請 負 者 名				現 場 代 理 人	
工	所 在 地	TEL			監 理 ・ 主 任 技 術 者 ※	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※ 監理技術者補佐を配置した場合は、当該技術者を併せて記入する。

あいくる材使用実績集約表

発注者				工事名			
番号	集計項目			あいくる材	あいくる材 以外の リサイクル材	新材、通常材 (リサイクル 以外のもの)	
	資材名	単位					
1	アスファルト混合物			t			
2	路盤材 (RC-40等)			m ³			
3	プレ キヤ スト コン クリ ート 製 品	側溝、U字溝		m			
4		境界ブロック、縁石		m			
5		L型擁壁		m			
6		ボックスカルバート		m			
7		積みブロック		m ²			
8		張りブロック		m ²			
9		護岸ブロック		m ²			
10		舗装用ブロック			m ²		
11	型枠材			m ²			
12	タイル			m ²			
13	塩化ビニル管			m			
14	木質ボード			m ²			
15	セラミック管、陶管、電線保護管			m			
16	工事用看板 (昼夜間工事中)			箇所			
17	建設汚泥改良土			m ³			
18	堆肥・植栽基盤材			kg			
19	下水汚泥利用肥料			kg			
20	ます用ふた (プラスチック資材)			箇所			

※記入上の注意

1. この集約は、工事ごとにあいくる材の使用の有無にかかわらず、完了時に提出する。
2. この様式は集約のため簡便化しており、それぞれの規格種類に関わらず合計する。
3. この様式はエクセルのファイルで提出すること。
4. この様式は各発注者ごとでエクセルを使用して串刺し集計したものをファイルで集約する。
5. 舗装用ブロックには、インターロッキング、平板ブロック等舗装用のブロックが該当する。

注) 提出データは、下記のURLからダウンロードした様式を使用すること。

<https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/aicle-use.html>

年 月 日

発 生 物 件 調 書

殿

監督員所属
職氏名
(監理受注者)

下記工事の発生物件について下表のとおり報告します。

工 事 名				
請 負 者				
請負代金額	金			円
工 期	着手	年	月	日
	完了	年	月	日

名 称	材 料	形 状 ・ 寸 法	数 量	摘 要

受 領 者 欄	上記発生物件を受領しました。 年 月 日 所 属 職氏名
---------	------------------------------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

再 資 源 化 等 報 告 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
{ 名 称 及 び }
{ 代 表 者 氏 名 }

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円
(直接工事費)

- 様式1 再生資源利用実施書
 様式2 再生資源利用促進実施書

事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

愛知県 課長 殿

請負者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

- 1 発生年月日
- 2 被害者の氏名、住所
- 3 年令、職業
- 4 工 事 名
- 5 工 期
- 6 請負代金額
- 7 事故の概要
- 8 人身障害、物損の程度

※事故速報は「工事現場における事故発生時の連絡体制の強化及び事故速報の提出について」（平成 21 年 12 月 8 日付け 21 建総第 1216 号・21 建企第 460 号建設部長通知〔平成 30 年 3 月 30 日一部改正〕）の別紙様式による。

事 故 速 報
(所属名 _____)

発生年月日	
発生場所	
被害者 氏名 住所 年齢 職業	
請負会社 会社名 住所	
工事の概要 工事名 工期 請負金額	
事故の概要	
人身障害 物損の程度	
(担当者の) 課名 氏名 電話番号	
備考	

【参考様式1】

説 明 書

年 月 日

(発注者) 殿

(請負者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名

大気汚染防止法第18条の15第1項の規定により、当該解体等工事の事前調査の結果等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 説明内容 (施行規則第16条の7)

①調査を終了した年月日

②調査の方法

設計図書による確認

現場確認

分析調査による確認

③調査の結果

当該解体等工事が特定工事*に該当しない

当該解体等工事が特定工事*に該当する (別添による)

※特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

[担当者名・連絡先等]

1 担当者氏名

2 会社名、部・課名

3 電話番号

5-80

【別添】

・当該解体等工事が届出対象特定工事に該当する場合の以下の項目がわかるものを添付

- ① 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ② 特定粉じん排出等作業の種類
- ③ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ④ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑤ ④に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由。
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑦ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑧ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑨ 下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

法 18 条 の 15
第 1 項
第 2 号
第 3 号

規則 16 条 の 7
(10 条 の 4
第 2 項)

・当該解体等工事が届出対象特定工事を除いた特定工事に該当する場合の添付内容
上記の①から④、⑦、⑧。(第18条の15第1項第二号)

参考

	レベル1	レベル2	レベル3	石綿含有なし
事前調査 ⒶⒷ	○	○	○	○
事前調査の報告 ^{※1} (R4.4.1～適用) ⒶⒷ	○	○	○	○
事前調査結果の揭示 ⒶⒷ	○	○	○	○
作業計画書の作成 ⒶⒷ	○	○	○	×
作業内容の揭示 Ⓐ	○	○	○	×
特定粉じん排出等作業の届出 (届出対象特定工事) Ⓐ	○	○ ^{※2}	×	×
建築物解体等作業届の提出 Ⓑ	○	○	×	×
作業完了後の報告 Ⓐ	○	○	○	×

Ⓐ：大気汚染防止法

Ⓑ：石綿障害予防規則

レベル1：吹付石綿

レベル2：石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

レベル3：石綿含有成形板等（石綿含有スレート、石綿含有けい酸カルシウム板、石綿含有仕上げ塗材）

※1：事前調査の報告を要する規模

- ・建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上
- ・建築物の改造・補修：請負金額の合計が100万円以上
- ・工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上

※2：石綿含有配管保温材の除去で、石綿の飛散のおそれなく非石綿部での切断により除去する場合を除く。

解体等工事に係る調査結果について

大気汚染防止法第18条の15第1項による調査結果を同法同条第5項の規定により掲示します。

石綿障害予防規則第3条第1項による調査結果を同法同条第6項の規定により掲示します。

(請負者) 住 所：
名 称：
代表者氏名：

1. 調査を終了した年月日

2. 調査を行った部分

3. 調査の方法

4. 調査の結果

当該解体等工事が特定工事に該当する

(特定建築材料の種類：

当該解体等工事が特定工事に該当しない

(特定建築材料が無いと判断した根拠 (石綿則第3条))

備考 掲示の大きさは、A3サイズ以上とする

特定粉じん排出等作業に関するお知らせ

大気汚染防止法施行規則第16条の4第1項の規定により掲示します。

(請負者) 住所：
名称：
代表者氏名：

1. 特定粉じん排出等作業の実施の期間
年 月 日～ 年 月 日
2. 特定粉じん排出等作業の方法
3. 大気汚染防止法第18条の17第1項の届出（吹付石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の作業を行う場合）
届出年月日： 年 月 日 届出先：愛知県 県民事務所
4. 発注者
5. 現場責任者（氏名、連絡場所）

【参考様式4】

作業完了報告書

年 月 日

(発注者) 殿

(請負者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名

大気汚染防止法第18条の2第3項の規定により、特定粉じん排出等作業完了について下記のとおり報告します。

記

- 1 工 事 名
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所
- 4 報告内容 (施行規則第16条の15)
 - ①作業を終了した年月日
 - ②作業の実施状況の概要
 - ・除去等作業を行った者
 - ・作業の概要
 - ③石綿含有建材の取り残しがないことの確認を行った者
 - ・確認年月日
 - ・確認者の氏名
 - ・確認者が知識を有する者に該当することを明らかにする事項
- 5 その他
 - ・異常時の対応
 - ・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

(参考様式)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(別紙様式)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	請負者	
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・共用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・震動・水質汚濁等環境対策 廃棄物処理
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫 週休2日制工事（4週8休以上の週休日を確保）
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

第6章 その他参考資料

- ・ 監理技術者制度運用マニュアル
<https://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/hikkei-shiryō.html>
- ・ 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（第11版）
<https://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/hikkei-shiryō.html>
- ・ 作業主任者が必要な作業の一例

作業主任者名	作業内容	必要資格	備考
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許	
石綿作業主任者	特定石綿等を製造し、又は取扱う作業	石綿作業主任者技能講習修了	
足場組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場、高さ5m以上の足場の組立、解体、変更の作業	足場の組立て等作業主任者技能講習修了	
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	
型わく支保工の組立て作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習	
有機溶剤作業主任者	屋内作業場等一定の場所において、有機溶剤を製造し、又は取扱う作業	有機溶剤作業主任者技能講習	

※ 上記に記載の作業以外にも、作業主任者が必要となる場合があるため、注意する。

- ・ 工事中に必要となる行政庁等への手続き・届出で、工事完了時、官公署届出書として表紙の写しを提出する書類の一例

手続き・届出時期	手続き名	手続き先	備考
道路を使用する日の7日前	道路使用許可申請	警察署長	
道路を占用する日の14日前	道路占用許可申請	道路管理者	
工事開始の14日前	建設工事計画届	労働基準監督署長	①掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削作業 ②高さ31mを超える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破損の仕事 (安衛測第88条第4項)
組立開始の30日前に届出	機械等設置届 (型枠支保工)	労働基準監督署長	支柱高さ 3.5m以上 (安衛測第88条第2項)
組立開始の30日前に届出	機械等設置届 (足場)	労働基準監督署長	①高さ10m以上 ②つり足場、張出し足場 (安衛測第88条第2項) 組立から解体まで60日未満は適用除外
作業開始7日前まで	特定建設作業実施届 (騒音・振動)	市町村長	

・工事中に必要となる行政庁等への手続き・届出で、工事完了時、保全に関する資料として提出する書類の一例

手続き・届出時期	手続き名	手続き先	備考
	計画通知（確認済証・検査済証） 【建築物、工作物、浄化槽、昇降機】	建築主事	建築基準法
着工 10 日前まで	工事整備対象設備等 着工届出書	消防長又は消防署長	自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備等
着工 10 日前まで	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置 計画届出書	消防長又は消防署長	非常警報設備、誘導灯、非常コンセント、無線通信補助設備等
完了した日から 4 日以内	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置 届出書	消防長又は消防署長	消防用設備等に関する図書及び同試験結果報告書添付
	消防設備等検査済証	消防長又は消防署長	消防法
使用前	使用開始（変更）届	下水道事業者 管理者	新設開始、休止施設の再利用
着工前	水道工事申込書兼施工承認申請	水道事業管理者	
使用前	給水申込	水道事業管理者	申込後量水器取付
着工 7 日前まで	火を使用する設備等の設置届	消防長又は消防署長	
着工前	設置機器事前確認書		フロン排出抑制法
	回収依頼書（控）兼委託確認書【A票】		フロン排出抑制法
	引取証明書（写） 【E票（写）】		フロン排出抑制法
	破壊証明書【Z 1 票】		フロン排出抑制法
	再生証明書【Z 2 票】		フロン排出抑制法
解体等工事の開始の日まで※ ¹	説明書		大気汚染防止法

※¹ ただし、当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から 14 日以内に開始する場合には、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までとなる。

昭和52年	4月	1日	施行
昭和60年	4月	1日	一部改正
平成2年	4月	1日	一部改正
平成3年	8月	1日	一部改正
平成8年	4月	1日	一部改正
平成12年	4月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成18年	10月	16日	一部改正
平成19年	8月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	9月	14日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正
令和元年	7月	1日	一部改正
令和3年	1月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正

(趣 旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、愛知県及び愛知県企業庁（以下「県」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

2 入札参加者が前項に該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときから3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 2 前項各号のいずれかに該当する者について、当該事実があったと認められるときから3年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

第4条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 指名競争入札にあつては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあつては入札公告又は入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
知事又は庁長が確実と認める社債	
銀行に対する定期預金債権	当該債券証書に記載された債権金額
金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一

部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、県の発行する納付書により納付しなければならない。

2 出納員（流域下水道事業にあっては企業出納員）は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、県から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）

その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第9条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札)

第10条 入札参加者は、別記様式1（入札書）による入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ、あらかじめ指名通知書又は入札公告により示した日時及び場所において、県職員の指示により提出しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

3 郵便による入札は原則認めない。

4 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約に係る入札における入札書の提出は、入札保証金の全部の納付を免除された場合（第7条による場合にあつては、事前に保証証券を提出した者）、又は事前に入札保証金を納付した場合においては、郵便によって行うことができる。この場合においては、別記様式1（封筒）を中封筒とし、別記様式3（表封筒）を表封筒とする二重封筒による書留郵便により、入札日の前日までに提出するものとする。

(入札の辞退)

第10条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができ

る。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、別記様式2（入札辞退届）による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の不参加）

第10条の3 確認通知書により入札に参加することを認められた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札に参加しないことができる。

（入札書の書換等の禁止）

第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取りやめ等）

第12条 辞退等により入札参加者が1者となったときは、入札の執行を取りやめる。（ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。）

2 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、談合等の疑いを県が排除できないときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第13条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札。ただし、第10条第4項の規定に基づき郵便による入札を行う場合は、入札日の前日までに到達しなかった入札

(4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札

(5) 同一事項の入札に対し2以上の意志表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札